

香川地方最低賃金審議会

第1回特定最低賃金専門部会

〔香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金〕

会 議 次 第

令和6年9月25日（水）13：15～
高松サンポート合同庁舎アイホール

1 開会

2 労働基準部長挨拶

3 専門部会委員紹介

4 議題

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 「香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」等について

(3) その他

5 閉会

香川地方最低賃金審議会

第1回特定最低賃金専門部会

〔香川県はん用機械器具、生産用機械器具
業務用機械器具製造業最低賃金〕

資料目次

- 1 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿・・・1
- 2 香川地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程（案）・・・3
- 3 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程・・・5
- 4 令和6年度最低賃金の審議の進め方等について・・・9
- 5 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定最低賃金の場合）・11
- 6 最低賃金の改正決定について（諮問）（写）・・・15
- 7 申出書（写）・・・17
- 8-1 労働者側意見書（写）・・・21
- 8-2 使用者側意見書（写）・・・27
- 9 確認しよう、最低賃金！ 香川県の最低賃金・・・31
- 10 令和6年度香川県最低賃金の概要・・・33
- 11 香川県の最低賃金額の推移・・・35
- 12 特定最低賃金対象業種の状況・・・37
- 13 香川の賃金概況・・・39
- 14 令和6年賃金改定状況調査結果・・・51
- 15 香川の賃金、労働時間及び雇用の動き（令和6年6月分）・・・63
- 16 香川県の雇用情勢（令和6年7月分）香川労働局職業安定課・・・81
- 17 新規学卒者初任給情報（令和6年卒業者）香川労働局職業安定課・・・99
- 18 香川県内経済情勢報告（令和6年7月）四国財務局・・・103
- 19 香川県金融経済概況（2024年9月11日）日本銀行高松支店・・・113
- 20 企業短期経済観測調査の概要（2024年6月）—四国地区、香川県、徳島県—・・・115
日本銀行高松支店
- 21 四国地域の経済動向（概要）（令和6年6月分）四国経済産業局・・・125
- 22 消費者物価指数（高松市）（令和6年7月分）香川県政策部統計調査課・・・135
- 23 月例経済報告（令和6年8月）内閣府・・・139
- 24 令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況・・・149

令和6年度 香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

任命 令和6年8月27日

区分	氏名	現職
公益代表委員	籠池 信宏	弁護士 公認会計士
	春日川 路子	香川大学法学部 准教授
	高塚 順子	高松大学経営学部 教授
労働者代表委員	佐山 顯	JAM四国 書記局員
	中村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長
	橋本 拓也	ジェイテクト労働組合 中央執行委員/香川支部 支部長
使用者代表委員	川西 弘城	株式会社カワニシ 代表取締役
	近澤 裕明	四国塗装工業株式会社 代表取締役
	村上 康裕	株式会社ADSムラカミ 代表取締役

(注) 各側委員は五十音順

香川地方最低賃金審議会
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業
最低賃金専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（名称）

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

（構成）

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

（会議の招集）

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（委員の欠席）

第5条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でな

い者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成し、~~議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。~~
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、~~令和3年9月27日~~令和6年9月25日から施行する。

香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に設置する専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

(構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長（以下「局長」という。）、3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席)

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第8条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

- 第9条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

- 第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年7月19日から施行する。

令和6年度最低賃金の審議の進め方等について

1 審議の進め方について

- (1) 香川県最低賃金は、特定（産業別）最低賃金に先行して調査審議する。
- (2) 特定最低賃金の各専門部会は、同時期に調査審議することがある。
- (3) 専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。
- (4) 専門部会での審議回数は、おおむね3回で結論を出すことを努力目標とする。
- (5) 審議の効率化を図るため、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって香川地方最低賃金審議会の決議とする。
この場合、専門部会において全会一致で決議することを原則とする。
- (6) 最低賃金の円滑な施行を図るため、効力発生の日を指定して審議を行うことができるものとする。
- (7) 審議のための資料は、春季賃上げ状況、標準生計費、消費者物価指数、業界の景況ならびに賃金実態調査結果などとする。
- (8) 専門部会の審議は、原則として通常の執務時間外（午後5時15分以降及び閉庁日）には行わないこととする。
- (9) 専門部会の審議日程は、初回時において次・次々回まで調整することとする。

2 香川県最低賃金について

中央最低賃金審議会が示す目安や諸般の事情を総合的に勘案し、本年度の改正をする。

効力発生の日については令和6年10月1日を努力目標とする。

3 特定最低賃金について

昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」に示された方針を尊重し、次のとおり審議を進める。

- (1) 令和6年度における改正の申出の意向表明が行われた特定最低賃金について

は、改正の申出が行われ、香川労働局長からその改正の必要性の有無についての諮問があった場合には、速やかに運営小委員会に付託して審議する。

- (2) 運営小委員会においては、必要に応じ参考人の意見を聴取する等慎重審議の上、同委員会の報告に基づき香川労働局長へ答申を行うものとする。

なお、必要性の有無の審議に当たっては、申出の要件を具備しているものについては、原則として「必要性有」の速やかな結論に至ることを努力目標とする。この場合、制度の安定の面に配慮し、業種のくくり方、基幹的労働者の範囲については現行どおりとする。

- (3) 特定最低賃金の改正決定について諮問があった場合は、対応する専門部会を設置し、諸般の事情を総合的に勘案し、審議を行うものとする。

効力発生の日については、令和6年12月15日を努力目標とする。

- (4) 令和7年度の申出については、令和6年度末段階の審議会において、その意向の有無を労使に確認することとする。

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)

令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月15日(日)発効とするためには、10月16日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)



香勞発基 0805 第 1 号
令和 6 年 8 月 5 日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子 殿

香川労働局長
栗尾保和



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 5 号)
- 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 2 号)
- 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年香川労働局最低賃金公示第 4 号)

令和6年7月2日

香川労働局長 栗尾 保和 殿

香川県高松市新田町甲34

タダノ労働組合

執行委員長 中村 亨 印



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

記



1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

2, 757 人

2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

香川県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

ただし、次に掲げるものは除く

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヵ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃の業務 ロ 片付け又は雑役の業務

以上 6, 106人

3 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

4 申し出の内容

上記3の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 申し出の理由

- (1) 申請産業は、香川県における主要産業であり、生産高・出荷額のみならず雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと
- (2) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から法定最低賃金の改正の決定が必要であること

6 添付資料

- (1) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要
- (2) 最低賃金必要性の決議書
- (3) 申し出に関する合意及び申請代表者に対する委任状
- (4) はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業に関する賃金格差疎明資料

以 上

香川県における はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概数
及び合意の効力の及ぶ労働者の範囲

1. 香川県における はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
事業所数と労働者数の概況

(令和5年12月現在)

産 業 名	事 業 所 数	適 用 労 働 者 数
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	310事業所	6,106人

2. 合意の効力の及ぶ労働者数

2,757人

3. 労働組合又は従業員団体により最低賃金を改正することが必要であるとの
機関決定が行われている場合の労働組合又は従業員団体の構成員数の内訳

(登録労働組員数および従業員会名簿より)

	機関決定を行った団体名	その構成員数
1	ジェイテクト労働組合香川支部	655人
2	村上製作所労働組合	119人
3	タダノ労働組合	1,295人
4	石垣労働組合	321人
5	タダノエステック労働組合	80人
6	タダノアイレック従業員会	194人
7	タダノエンジニアリング社員会	93人
合計	7団体	2,757人

令和6年8月23日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿



香川県高松市新田町甲34
タダノ労働組合
執行委員長 中村 亨

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の

最低賃金改定に対する意見書

香川県のはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業に働く労働者の合意を得て申し出しました最低賃金改定の審議にあたり、以下の内容をもって金額改定の意見といたします。

1. 特定（産業別）最低賃金改定の考え方

特定（産業別）最低賃金の改定にあたっては、企業内における賃金の最低規制である企業内最低賃金の取り組みと共に未組織労働者も含めた賃金水準の下支えをはかり、賃金のセーフティーネットの構築をめざして取り組むものとしています。

また、当該の最低賃金が、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業における基幹的労働者の最低賃金であるという性格を踏まえて、ものづくり産業の基盤を支える優秀な人材を確保し、高い技術・技能の伝承を着実に高めるために、地域別最低賃金に比べて相対的に高い水準の最低賃金として発展させることを念頭に取ります。

審議にあたっては、上記の考え方にに基づき、令和6年の賃上げ状況、新規高卒の給与水準及び関連する(旧)船舶製造業との格差、影響率等を考慮して金額改定を行うことを要望します。

2. 令和6年 賃上げ妥結状況

(8月19日現在)

妥結単純平均	企業規模	賃上げ額	賃上げ率
JAM (加盟組織) 令和6年集計	100人未満	10,079円	4.04%
	100～299人	11,971円	4.42%
	300～499人	14,786円	4.94%
	500～999人	14,683円	4.86%
	1,000 ～ 2,999人	15,055円	4.93%
	3,000人以上	19,924円	5.85%
	(全国規模計)	11,576円	4.36%
	(四国規模計)	10,831円	4.15%
	一般機械全国計	11,801円	4.41%

※ JAMは、機械・金属産業を中心とする産業別労働組合（組合員数：約39万人）

	組合名	賃上げ額	賃上げ率
香川県下の当該 機械器具製造業 (組織労働者)	タダノ	13,955円	4.23%
	ジェイテクト労組香川支部	17,000円	5.19%
	単純平均	15,478円	4.71%

3. 賃金水準

	組 合 名	令和5年度 基礎給	令和6年 賃上げ額	令和6年 高卒初任給
香川県下の当該 機械器具製造業 (組織労働者)	タダノ	329,879円	13,955円	194,500円
	ジェイテクト労組 香川支部	327,033円	17,000円	190,000円
	単純平均	328,456円	15,478円	192,250円

- ① 令和5年改定 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業の
最低賃金の月間計算金額

$$1 \text{ 時間} : 1,040 \text{ 円} \times \frac{\text{月} : 173.8 \text{ 時間 (年 : 2085.7 \text{ 時間})}}{\text{(法定労働時間)}} = 180,752 \text{ 円}$$

$$1 \text{ 時間} : 1,040 \text{ 円} \times \frac{\text{月} : 169 \text{ 時間 (年 : 2028 \text{ 時間})}}{\text{(香川県製造業の所定内労働時間)}} = 175,760 \text{ 円}$$

- ② 「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の月間計算金額」との
賃金水準比較

対「令和5年 組織労働者の平均基礎給」

$$180,752 \text{ 円} \div 328,456 \text{ 円} = 55.03\%$$

$$175,760 \text{ 円} \div 328,456 \text{ 円} = 53.51\%$$

対「令和5年 香川県製造業の平均所定内給与(10人以上)」

$$180,752 \text{ 円} \div 274,900 \text{ 円} = 65.75\%$$

$$175,760 \text{ 円} \div 274,900 \text{ 円} = 63.94\%$$

対「令和5年 香川県製造業新規高卒の平均所定内給与(10人以上)」

$$175,760 \text{ 円} \div \underline{184,800 \text{ 円}} = 95.11\%$$

(時間額換算：1,093円/h、県内所定労働時間にて)

対「令和6年 組織労働者の平均高卒初任給」

$$180,752 \text{ 円} \div \underline{192,250 \text{ 円}} = 94.02\%$$

(時間額換算：1,106円/h、法定労働時間にて)

$$175,760 \text{ 円} \div \underline{192,250 \text{ 円}} = 91.42\%$$

(時間額換算：1,138円/h、県内所定労働時間にて)

対「JCMが目指すべき水準（193,000円）」

$$180,752円 \div \underline{193,000円} = 93.65\%$$

(時間額換算：1,110円/h、法定労働時間にて)

$$175,760円 \div \underline{193,000円} = 91.07\%$$

(時間額換算：1,142円/h、県内所定労働時間にて)

4. (旧)船舶製造業と(旧)一般機械器具製造業との最低賃金格差

(時間額)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
(旧)一般機械	915	940	943	970	1,000	1,040
(旧)船舶製造	928	953	956	980	1,003	1,041
差異	-13	-13	-13	-10	-3	-1

総括

- ① 令和6年の中央最低賃金審議会では、昨年に引き続き賃上げの注目度が高まっている中、最低賃金法第1条の目的を再認識した議論を主張した労働者側の意見も考慮され、A～C全てのランクにおいて50円という引上げ額の目安が提示されました。これを受けて、香川県では最低賃金の水準について審議され、現行の918円から52円引上げた970円とすることで結審しております。
- ② 香川県下の当該機械器具製造業に働く組織労働者の令和6年の賃上げ平均は、額で15,478円、率で4.71%。

また、中小機械金属産業を多く抱えた産業別労働組合JAM（組合員数約39万人、加盟約2,000組合）の賃上げ平均は、額で11,576円、率で4.36%、構成組織数のほぼ60%を占める100人未満の組合では額で10,079円、率で4.04%、となっています。

当該機械器具製造業最低賃金の改定においては、賃金実態・賃上げ状況を考慮するとともに基幹的労働者を対象とした賃金であることを踏まえ、新規高卒の給与水準を目標として取り組みを続けています。

現行の最低賃金額は直近の香川県製造業(10人以上)新規高卒の平均所定内給与と比較しても、香川県製造業の所定内働時間換算で53円(1,093円-1,040円)の開きがあります。格差の解消に向けて着実な対応を求めます。

- ③ 金属産業は、付加価値生産性では産業計を上回っているにも関わらず、それが人件費に十分反映されていない。金属労協が企業内最低賃金協定の目標としている、月額193,000円に企業内最低賃金協定の水準を引き上げ、その水準を目指して特定最低賃金の水準を引き上げることが求めます。

④ 香川県下の当該機械器具製造業に働く労働者と(旧)船舶製造業に働く労働者の令和5年度の最低賃金額は、(旧)船舶製造業が時間額で1円上回っています。ともに鉄工・金属加工等の業務を中心とした労働が主であり、基本の条件は、あまり変わらない業種のため格差の縮小を求めます。

⑤ 私たちの働く当該機械器具製造業は、多くの産業に関連し、日本の製造の基盤を支え、産業の発展に大きな役割を果たしています。

日本の根幹にあるものづくり産業を活気あるものにし、継承していくためには、技術・技能の伝承をはかるとともに、優秀な人材を確保することが不可欠であり、そのためにも賃金水準の改善が必要です。当該機械器具製造業で働く基幹的労働者を底支えする最低賃金として、地域別最低賃金より相対的に高い引き上げを求めます。

以 上



令和6年8月23日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿

株式会社ADSムラカミ
代表取締役 村上 康裕

**香川地方最低賃金審議会 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業 最低賃金改定に関する使用者意見書**

貴審議会におかれましては、香川県下の中小企業・小規模事業者の雇用条件の改善等に尽力されておられることに敬意を表します。

1. はじめに

現在の経済状況は、新型コロナウイルス禍から回復しているという判断ではあるものの、日本銀行が7月に発表した「地域経済報告」では、「四国地域の景気は、持ち直しのペースが鈍化している」と前回の「持ち直している」より判断を引き下げています。エネルギー、原材料価格の高騰が続き、ウクライナや中東の紛争、さらには、為替が大きく変動するなど、波乱要因が多く、先行きは不透明さが増しているとの声が大きくなっています。

また、最低賃金を巡っては、消費者物価の上昇に目が向いていますが、もちろん企業物価も同様に高騰しています。企業間で取引される商品・サービスの価格を指数化した企業物価指数を見ると、2020年平均を100とすると、2023年4月で120、その後は横ばい状態を続けていたものの、2024年になり再び上昇して7月時点で123.1となっています。

中小企業庁が4～5月に実施した全国大の調査では、発注企業との価格交渉が行われた割合は前回調査よりも微増の59.4%。コスト上昇分に対する販売価格への転嫁度合いを示す価格転嫁率は46.1%。1～3割しか価格転嫁できなかった企業は23.4%で前回調査よりも4ポイント増加。全く転嫁できず、あるいは減額された企業は19.8%でした。

コストの上昇に価格転嫁が追いつかず苦戦している企業は多く、中小企業・小規模事業者の経営を一層圧迫し、企業の存続や雇用維持にマイナスの影響が生じることが懸念されます。

東京商工リサーチが2月に実施した、「賃上げに関するアンケート」では、2024年度の賃上げを予定している企業は85.6%で、賃上げしない企業では、その理由として「十分に価格転嫁できていない」が53.8%で最多でした。人手不足や物価高への対応で賃上げの必要性は感じているものの、苦慮している中小企業も多い状況です。

そうした中で、最低賃金を議論する中央最低賃金審議会では、今年を目安引き上げ額

に関し意見の一致をみるに至らず、公益委員見解として、50円の引上げが提示されました。香川県の地方最賃は今年度52円で結審し、引上げ率にして5.66%という、引上げの額も率も過去最高となったところです。

中央最低賃金審議会で示された地域別最低賃金改定の目安に対し、日本商工会連合会の会頭は「中小企業・小規模事業者の賃上げへの対応は二極化し、労務費を含む価格転嫁も未だ十分進んでいない。また、同じ都道府県でも地域や業種によって状況が異なる。地方最低賃金審議会の審議では、隣県との競争を過度に意識することなく、企業の実態を十分に踏まえた明確な根拠に基づく審議決定を求める」とコメントしており、私どもも同様の懸念を感じているところです。

2. 県内企業の状況

(1) 景況感

四国新聞社が、5～6月にかけて県内200社を対象に行った「景気動向アンケート」によると、景気の現状について「緩やかに拡大」と回答した企業は26.5%で、前年調査より6.8ポイント低下。「後退局面」との回答は18.6%で、前年より11ポイント上昇しています。

2024年度の業績予想については、売上高は伸びるものの、原材料やエネルギー価格の高騰によるコスト上昇分が利益面を圧迫しており、経常利益の予想では「大幅増加あるいは増加」との回答は計35.8%で前年より23.3ポイント低下しています。

日本銀行高松支店が発表した2024年6月の「企業短期経済観測調査（短観）」において、県内企業の業況判断指数は、全産業で3月の前回調査よりも5ポイント下落して、プラス6となり、3期ぶりに悪化。そのうち、「電気機械」業でも、前回調査よりも10ポイント下落して、マイナス10となりました。

3ヶ月後の見通しでも、全産業で2ポイント下落して、プラス4となっています。価格転嫁の遅れに加え、人手不足による需要の取りこぼしなどへの懸念が指摘されているところです。

また、2024年度の見通しは、売上高は全産業で前年度比2.5%増、経常利益は全産業で9.8%減。販売価格の引上げなどで増収を見込むものの、原材料価格や人件費の上昇などから減益予測となっています。

(2) 価格転嫁

価格転嫁の現状については、高松商工会議所が実施した業種別業界景気動向調査（令和6年度第1四半期調査）の中で「1年前と比較して全体的なコスト増加分のうち、何割程度を価格に転嫁できたか」の問いへの回答は、「1～3割」が28%で最も多く、「0割」が20%でありました。

また「1年前と比較して、特に労務費の増加分のうち、何割程度を価格に転嫁できたか」の問いに対して、「1～3割」が39%で最も多く、次いで「0割」が31%でありまし

た。いずれも、全国大の日本商工会議所の集計結果と、大差はない状況であります。

3. 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業を取り巻く環境

はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業においては、昨年度に引き続き、各種原材料の高騰、半導体、電気機械部品等の入手困難が続いているとともに、更なる燃料価格上昇に拍車がかかり、中小企業・小規模事業者の経営環境が益々厳しい状況が広がっております。

しかしながら、これとは逆に、最低賃金の引上げ水準に関する政府の意向がある中で、52円と過去最大の引上げ額が結審されました。これは、あくまでも大手企業における景気上昇のみを考慮しての結果だと思われまます。今回の大幅引き上げにより、全国の中小企業・小規模事業者の経営環境が苦しくなるのは、間違いありません。やむなく事業停止・廃業等が増えるのも時間の問題ではないかと思われまます。

4. 賃金に対する考え方

成長と分配の好循環となるよう、持続可能で活力ある経済社会を築いていくことが大切であり、そのために業績が好調な企業が賃金引上げを行うことは望ましいと考えまますし、物価上昇への配慮の必要性も感じるところです。

しかしながら、生産性や業績の向上に基づかないまま、大幅な最低賃金の引上げを行えば、ただでさえ厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者にとりましては、人件費増による経営への影響は計り知れず、結果として事業の継続や、雇用の安定に多大な影響を及ぼし、働く人の安心が確保できなくなります。

企業としては、人手不足への対応等が必要とはいえ、大幅な最低賃金の引上げは、川下の分野で最低賃金に左右される中小・零細企業の経営を大きく圧迫することとなります。

5. むすび

持続可能で活力ある経済社会を築いていくために、生産性の向上や利益の確保等をはかり、賃金引上げに努めていくことの重要性は認識しております。

しかしながら、さまざまなコスト上昇や不十分な価格転嫁、さらには世界経済の減速という先の見えづらい環境の中で、事業者は最大限の努力を行っています。

ここ数年の最低賃金の大幅アップについては疑問が残りますが、今この時を乗り切る方策を考えだし、何とかこの苦境を乗り切らないといけないと、中小企業・小規模事業者経営者は知恵を絞り、従業員の方々の生活を守り事業を続けて参りますので、経営実態と離れた大幅な引き上げとならぬよう、慎重な審議により、決することを強く求めまます。

以 上

